

横福指第 46 号

令和 3 年（2021 年）7 月 19 日

指定（介護予防）短期入所生活介護事業者 様  
指定（介護予防）短期入所療養介護事業者 様  
指定介護老人福祉施設開設者 様  
介護老人保健施設開設者 様

横須賀市福祉部長  
（公印省略）

食費の負担限度額及び基準費用額の改正に伴う利用料等の変更に係る届出等について（通知）

日頃から、本市福祉行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

標記の件について、令和 3 年 8 月 1 日付で、介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額等の一部を改正する告示（令和 3 年厚生労働省告示第 131 号）が施行され、特定入所者介護（予防）サービス費（補足給付）における食費の負担限度額が改正されます。

また、同日付で、指定居宅サービス等に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和厚生労働省告示第 73 号）第 10 条に規定される特定介護保険施設等及び特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成 17 年厚生労働省告示第 411 号）等の一部改正が施行され、食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（以下「基準費用額」という。）が改正されます。

これらの改正に伴い、利用料（運営規程）の変更が生じる場合の届出等については、下記のとおり取り扱うこととしますので、ご確認いただき、所要の手続を行っていただくようお願いいたします。

## 記

### 1 変更の届出

（1）食費の負担限度額（第 1 段階から第 3 段階までの食費の額）の変更に係る届出は不要です。

（2）基準費用額の改正に伴い、第 4 段階の食費の額を変更する場合は、届出が必要です。

※届出期限は変更日以前

## 2 重要事項説明書及び契約書の取扱い

重要事項説明書及び契約書の内容を変更する場合には、再契約や改めて重要事項の説明を行い、同意を得ることが適切と考えられますが、入所者等の保護及び事業者の事務負担の軽減の観点から、重要事項説明書及び契約書全ての取り交わしは不要とし、令和3年8月末日までに、利用者負担額の変更について明示した書面を用いて説明し、入所者等に十分に理解を得た上で、同書面に入所者等の同意を署名・捺印等で得る方法も可能とします。

事前に入所者等の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることも可能です。

なお、令和3年度介護報酬改定に係る利用料の変更として、当該食費の額の変更についても予め説明を行い同意を得ている場合には、今回、改めての説明を行わなくて差し支えありません。

## 3 運営規程等の掲示

変更後の運営規程、重要事項説明書及び料金表は、令和3年8月1日以降、速やかに施設等内に掲示等してください。

## 4 その他

本通知による取扱いは食費の負担限度額及び費用基準額の改正に伴う利用料（運営規程）の変更に限るものです。

当該事項以外に届出を要する事項に変更が生じる場合（上記によらない食費の額の変更を含む。）は通常どおり届出が必要です。

事務担当：

横須賀市福祉部指導監査課

指導監査第1係 電話 046-822-8162